

今治市合併 20 周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、今治市合併 20 周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、市民団体等が主催し、次のいずれにも該当する事業とする。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(1) 今治市合併 20 周年記念事業の要件に合致する事業

ア 地域をむすぶ・人をむすぶ事業

イ 地域の魅力発信を行う事業

ウ 20 年後のまちづくりに向けた取り組みに関する事業

(2) 令和 6 年 2 月 20 日から令和 7 年 3 月 31 日までに実施完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 主催者が、今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者

(4) 営利を目的とするもの（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業を除く。）と認められるとき。ただし、市の振興に寄与すると認められるときは、この限りではない。

(5) その他市長が適当でないとき。

(事業の申請)

第3条 冠事業として承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、今治市合併 20 周年記念冠事業承認申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が申請の必要がないと認める場合は、この限りでない。

(事業の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、今治市合併 20 周年記念冠事業承認（不承認）通知書（別記様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

3 第 1 項の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる支援を受けすることができる。

(1) 「今治市合併 20 周年記念」の冠称の使用

(2) 今治市合併 20 周年記念ロゴマークの使用

(3) 今治市ホームページ等の広報媒体による事業の周知

(4) 今治市が有する今治市合併 20 周年記念事業啓発のための物品等の貸与

(事業内容の変更等)

第5条 事業者は、承認された冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに今治市合併20周年記念冠事業変更（中止）届出書（別記様式第3号。以下「届出書」という。）により、市長に届け出なければならない。

（承認の取消等）

第6条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

（1）この要綱に定める事項又は事業承認の際に付した条件に違反したとき。

（2）申請書又は届出書の内容に虚偽があると認められたとき。

（3）その他冠事業とすることが不適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、今治市合併20周年記念冠事業承認取消通知書（別記様式第4号）により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（実施報告）

第7条 事業者は、当該事業が完了した日から起算して10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、今治市合併20周年記念冠事業実施報告書（別記様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

（事業経費）

第8条 冠事業の実施に要する経費は、事業者の負担とする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月20日から施行する。